

公印省略

8 建 第 7 5 号
令和8年4月7日

関係団体 各位

福岡県建築都市部建築指導課長
(建設業係)

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について (依頼)

請負契約や売買契約に基づき新築住宅を引き渡した建設業許可業者は引渡し後10年間、毎年基準日(3月31日)に資力確保措置の実施状況の届出が必要となっております。

令和7年3月31日基準日以降、住宅瑕疵担保責任保険法人から送付していた「基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨」の保険契約締結証明書等の送付が廃止されて届かなくなりましたが、基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸であっても、基準日前10年間に1戸以上引き渡している場合は、届出を行う義務があります。

つきましては、別添の注意喚起のチラシをメールマガジン等で貴団体会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

福岡県 建築都市部
建築指導課 建設業係
TEL : 092-643-3719
FAX : 092-643-3754
Mail : kenshido@pref.fukuoka.lg.jp